

## 先進安全自動車対応 優良車体整備事業者の指定要綱

### 1. 先進安全自動車対応 優良車体整備事業者の意義とその目的

この先進安全自動車（ASV）対応優良車体整備事業者制度は、衝突安全性能を確保しつつ省エネルギーを実現するため、超高張力鋼板等の材料が主要骨格に採用され、車体補修の際には、対応できるスポット溶接機や材料の特性に配慮した接合方法が必要となるなど、車体整備を取り巻く環境は、著しい変化を遂げている。

加えて近年、ABS、被害軽減ブレーキや横滑り防止装置等の予防安全装置の採用や、EV、HEVやアイドリングストップ等の環境・省エネのための装備など、自動車への新技術の採用がなされ、いずれも、単独又は相互の関連性をもって電子的に制御されており、車体整備に伴う装置の取り付け、取り外しに当たって、スキャンツールを使用することが必須となっている。

これらの新技術・材料並びに電子化に対応した適切な車体整備を実施するために、弊会並びに国土交通省、一般社団法人日本自動車補修溶接協会で構成された「車体整備の高度化・活性化に向けた勉強会」により検討を進めた結果、自動車技術の変化に対応して安全・安心な車体整備技術を確保するためには、高張力鋼板対応スポット溶接機、汎用スキャンツール等の設備導入や高度化された自動車にこの設備を適切に使用できる高度化対応技能を有する人材を育成することが必要である。

このような、高度化に対応した設備・人材を保有する優良な車体整備工場を見える化して、自動車使用者や自動車販売事業者、中古自動車販売事業者及び分解整備事業者等が選択できる環境を整え、質の高い車体整備が関係者から適切に評価されるために、弊会自主制度である先進安全自動車対応 優良車体整備事業者制度を実現させるものである。

## 2. 先進安全自動車対応 優良車体整備事業者規則

### (総 則)

第1条 日本自動車車体整備協同組合連合会（以下日車協連という）の定款第8条に基づき先進安全自動車対応 優良車体整備事業者の認定を行うため、この規則を定める。

### (目 的)

第2条 この規則は、先進安全自動車対応 優良車体整備事業者の認定を行うことにより、自動車の車体整備の質の向上を図るとともに、質の高い車体整備が関係者から適切に評価されることを目的とする。

### (認 定)

第3条 日車協連会長（以下会長という）は、各都道府県車体整備協同組合の所属会員（以下申請者という）よりの申請書及び所属車体整備協同組合（以下車体協という）理事長の推薦書を審査の上、適格と認めた事業者を先進安全自動車対応 優良車体整備事業者として認定する。

2. 前項の場合、会長は、認定書を交付する。

### (基 準)

第4条 先進安全自動車対応 優良車体整備事業者の認定を申請しようとする者は、別表の基準に適合するものでなければならない。

2. 前項の事業者は、自動車車体整備を行うにあたり、関連する法令を遵守するものでなければならない。

### (申 請)

第5条 申請者は、別紙の申請要領に基づき、申請書を作成し、車体協理事長に提出する。

### (調査委員会の設置)

第6条 各都道府県車体協理事長は、調査委員会（若干名）を設置し、調査委員を申請事業者に派遣し、申請内容について確認を行うこととする。

(推 薦)

第7条 各都道府県車体協理事長は、申請者の申請内容が基準に合致し、かつ審査の結果、適格と認めた場合は、会長に推薦する。

(標 識)

第8条 先進安全自動車対応 優良車体整備事業者の認定を受けた者は、所定の標識を事業場の見易い場所に掲げるものとする。

(車体整備記録簿)

第9条 先進安全自動車対応 優良車体整備事業者の自動車車体整備士は、修理車両の車体整備記録簿及び修理前後の写真を保存し、車体修理記録簿を交付することとする。

(整備保証書)

第10条 先進安全自動車対応 優良車体整備事業者の自動車車体整備士は、修理保証書を交付することとする。

2. 保証の基準等は各先進安全自動車対応 優良車体整備事業者の独自基準とする。

(経費の賦課)

第11条 認定申請に係わる手数料等は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

(認定の取消)

第12条 次の各号に該当した場合は、認定の取消を行う。

- (1) 事業を廃止したとき
- (2) 認定を辞退したとき
- (3) 所属協同組合を退会したとき 所属協同組合が日車協連を退会したとき
- (4) 先進安全自動車対応 優良車体整備事業者としての基準を欠くに至ったとき
- (5) 自動車車体整備を行うにあたり、関連する法令の違反行為を行ったとき
- (6) 認定に際し登録された車体整備士が当該年度の高度化車体整備技能講習を受講しなかったとき

(変更届)

第 13 条 認定を受けた事業者の代表者名、事業者の移転、商号を変更した場合、認定された機器設備の取替・変更、高度化車体整備技能講習修了者の辞任・選任等については、直ちに変更届を所属車体協理事長を経て会長に提出し、変更の手続きをしなければならない。

(規定の改廃)

第 14 条 この規則の改廃は、理事会の議決により行う。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

3. 先進安全自動車対応 優良車体整備事業者基準  
別 表

名 称	指定する要件
<p>先進安全自動車対応優良車体整備事業者 電子制御システム整備作業及び新材料溶接作業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 優良車体整備事業者認定の特殊整備事業者車体整備作業（一種・二種）工場または日車協連・車体整備推奨工場であること</li> <li>②自動車分解整備事業の認証工場であること</li> <li>③先進安全自動車対応優良車体整備事業者の保有機器審査委員会が認定した機種のスポット溶接機を備え、当該溶接機の能力に応じた溶接が適切に実施できる環境を整えていること</li> <li>④当組合指定のスキャンツール技能講習会を受講した車体整備士が在籍するか一般社団法人日本自動車整備振興会連合会コンピュータ・システム診断認定店であること</li> <li>⑤先進安全自動車対応優良車体整備事業者の保有機器審査委員会が認定した汎用スキャンツール標準仕様機を備えていること</li> <li>⑥事業者は日車協連の定める技術情報等を常に高度化車体整備技能講習修了者へ提供すること</li> </ul>
<p>高度化車体整備技能講習修了者</p>	<p>自動車車体整備士であって、日車協連が策定する高度化車体整備技能講習を毎年受講していること</p>

平成29年4月1日から別表の基準で認定を行うにあたり、スキャンツールについては国の補助金対象機種とし、スポット溶接機については超高張力鋼板対応とする。平成30年度以降、機器審査委員会が認定したスキャンツール及びスポット溶接機保有事業者を追加認定する。

#### 4. 先進安全自動車対応 優良車体整備事業者申請要領

(1) 先進安全自動車対応 優良車体整備事業者の認定申請には、次に掲げる事項を記載した書面を添付する。

イ. 先進安全自動車対応 優良車体整備事業者申請書

ロ. ①優良自動車整備事業者認定の特殊整備事業者車体整備作業（一種・二種）工場認定書の写し、もしくは自動車車体整備推奨工場指定書の写し

②自動車分解整備事業の認証書の写し

ハ. 認定される機器設備ごとの優良車体整備事業者保有機器審査委員会認定対象機種の有を証明する資料

ニ. 高度化車体整備技能講習受講を証明する資料（修了証の写し）

(2) 申請の経路及び手順

イ. 申請者は、所属協同組合理事長に先進安全自動車対応 優良車体整備事業者の認定申請の申込みをし、申請書用紙の交付を受ける。

ロ. 申請者は、申請書（3部）を作成し、申請手数料15,000円（消費税別）標識代（実費・消費税別）を添えて所属協同組合理事長に提出する。

ハ. 所属協同組合理事長は、申請書を審査確認の上、先進安全自動車対応 優良車体整備事業者として適格と認められる場合は、推せん書を作成し、これに所定の申請手数料を添えて申請書（1部）を日車協連会長宛に提出する。

(3) 認定書・標識の交付

イ. 日車協連会長は、申請書を審査確認の上、先進安全自動車対応 優良車体整備事業者として資格があると認めた場合は、認定書・標識を所属協同組合理事長を経て交付する。

なお、認定が取り消しになったときには認定書及び標識は速やかに所属車体協に返納する。

5. 先進安全自動車対応 優良車体整備事業者の取扱い等について

先進安全自動車対応 優良車体整備事業者の認定申請に係わる添付書類の解釈については、下記を参照の上、認定の審査並びに指導に当たって下さい。

1. スポット溶接機の保有を証明する資料

スポット溶接機の製造メーカー保証書または型式の入った製造銘板の写真。

2. 汎用スキャンツールの保有を証明する資料

汎用スキャンツールの製造メーカー保証書または型式の入った製造銘板の写真。

平成 年 月 日

先進安全自動車対応 優良車体整備事業者申請書

日車協連会長

殿

申請者

○印

所在地

電話番号

郵便番号

ホームページアドレス

先進安全自動車対応 優良車体整備事業者の認定を受けたいので、所定の手数料  
円を添えて申請いたします。



平成 年 月 日

日車協連会長

殿

### 推せん書

下記の者は、先進安全自動車対応 優良車体整備事業者認定の資格審査の結果、  
的確と認められますので、先進安全自動車対応 優良車体整備事業者規則第7条  
により推薦します。

### 記

1. 事業場名
2. 事業場の所在地

協同組合理事長 ○印

指定番号 号

認 定 書

事業場名

所在地

あなたの事業場を、先進安全自動車対応 優良車体整備事業者規則の定めるところにより先進安全自動車対応優良車体整備事業者として認定します。

平成 年 月 日

日本自動車車体整備協同組合連合会  
会 長 ○印